

11 林野産第20号
建設省住政発第11号
建設省住生発第11号
平成11年2月26日

農林水産省食品流通局品質課長

吉村 馨



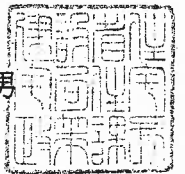
林野庁林政部林産課長

尾菌 春雄



建設省住宅局住宅政策課長

木内喜美男



建設省住宅局住宅生産課長

和泉 洋人



住宅の品質確保の促進等に関する法律案（以下「法案」という。）の国会提出に際し、農林水産省と建設省は、下記のとおり了解する。

記

- 1 法案第2条に規定する日本住宅性能表示基準は、建築材料の規格及び表示のための新たな基準を定めるものではないこと。
- 2 建設省は、法案第3条の規定に基づく日本住宅性能表示基準及び評価方法基準（木材に関するものに限る。）の設定又は変更に当たっては、日本農林規格を尊重するとともに、あらかじめ農林水産省に連絡調整すること。
- 3 建設省は、日本農林規格に適合する農林物資が使用されることになっている住宅又はその部分の型式について、住宅型式性能認定を行う場合には、その審査に当該日本農林規格を活用すること。

- 4 法案第22条第1項の規定に基づき、建築材料が、住宅又はその部分として定められるものではないこと。
- 5 建設省は、法案第22条第1項に基づき建設大臣が定める住宅の部分、同条第2項の規定に基づく建設省令、法案第25条第1項の規定に基づき建設大臣が定める型式住宅部分等、法案第27条第2号の規定に基づく技術的基準、法案第32条第1項及び第2項並びに第33条第1項の規定に基づく建設省令（木材に関するものに限る。）の制定又は改廃に当たっては、あらかじめ十分な時間的余裕をもって農林水産省と協議し、法案第25条第2項、第30条及び第31条第1項の規定に基づく建設省令（木材に関するものに限る。）の制定又は改廃に当たっては、あらかじめ農林水産省に通知するものとする。
- 6 建設省は、法案第52条第1項に規定する特別評価方法認定（特別の木材に関するものに限る。）を行った場合には、速やかに農林水産省に通知すること。
- 7 建設省は、法案第70条の規定に基づく指定住宅紛争処理機関による住宅紛争処理の参考となるべき技術的基準（木材に関するものに限る。）の設定又は変更に当たっては、あらかじめ農林水産省に連絡調整すること。

